

※地域連携エコ活動支援金について

- 推進員地域連絡会で決定した地域共同で行う地球温暖化防止に寄与する普及啓発活動に対して、資金の一部を補助する「地域連携エコ活動支援金」を設けました。
- この「地域連携エコ活動支援金」は、推進員が地域特性を踏まえた実効性・主体性ある活動を地域の推進員や自治体と連携協力しながら展開できるように、その地域活動を資金面から支援するものであり、資金活用に当たっては以下のルールを基本とします。

①対象とする活動：

- 県内6つの推進員地域連絡会が企画、実施する地球温暖化防止に寄与する地域活動（各地域連絡会から提出された地域活動計画書に基づく活動と経費）を支援の対象とします。
- 地域活動計画を協議・決定する際には、推進員リーダー及び推進員サブリーダーが予算や地域配分を考慮し、確認した後、県センター長が承認することを条件とします。

※事後での承認は、行いません。

②支援金の限度額：

- 地域連絡会に対し年間25万円（税込）※とします。※平成26年度予算額。金額が変更になる可能性あり。

③支援対象経費：

- 地域活動を行うために必要な①推進員、協力者等の交通費、②講師等の謝金、③景品等の消耗品費、コピー、ポスター作成用の印刷製本費、⑤資材運搬、郵便等の通信運搬費、⑥レンタカーや機材・装置等の借料・損料、⑦会議費、⑧外部アルバイト等の日当・交通費、⑨会場設営等の委託費、⑩その他必要な経費で県センター長が認めた経費とします。

※食料費や協賛金等には使えません。